

新潟県不当取引行為調査会議設置要綱

(会議の目的)

- 1 本会議は、不当な取引行為による消費者被害の拡大を防ぐため、県が事業者に対して行う処分等の決定に当たり、学識経験者等との協議内容を参考とするために設置する。

(会議の開催)

- 2 会議は、県が不当取引行為を行う事業者に対し、次に掲げる処分等を決定するに先立って総務部長が招集する。
 - (1) 特定商取引に関する法律に基づく指示及び業務停止命令
 - (2) 新潟県消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく勧告、公表及び情報提供のうち不当取引行為等の確認について調査結果の検討が必要なもの

(協議事項)

- 3 会議は次の事項について協議する。
 - (1) 不当取引の認定
不当取引行為の有無、立証の程度の判断、補強調査の必要性等
 - (2) 事業者に対する処分等の妥当性

(構成員)

- 4 会議は次に掲げる者で構成する。
 - (1) 次に掲げる者で総務部長が依頼する者
 - ア 学識経験を有する者（弁護士、大学教員）（4人以内）
 - イ 事案に応じ必要と思われる者
 - (2) 総務部県民生活課長
 - (3) 新潟県消費生活センター所長

(座長)

- 5 会議の座長は、学識経験を有する者のうちから会議の構成員が選任する。

(庶務)

- 6 会議の庶務は、総務部県民生活課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から実施する。